

日医発第1493号（保険）
令和 7 年 12 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 7 年 12 月 4 日付け令和 7 年厚生労働省告示第 310 号をもって薬価基準の一部が改正され、同年 12 月 5 日から適用されました。今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

(1) 薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬 58 品目、注射薬 18 品目、外用薬 8 品）が薬価基準の別表に第 13 部追補（9）として収載された。

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ゼローダ錠 300 及び後発医薬品のカペシタビン製剤
- ・ジェムザール注射用 200mg、同注射用 1g 及び後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩製剤
- ・トルバプタン OD 錠 3.75mg 「TE」 及び同 OD 錠 3.75mg 「ニプロ」

2. 関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について（令和7年3月7日付け保医発 0307 第2号。以下「加算等後発医薬品通知」という）により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、「加算等後発医薬品通知」が以下のとおり改正された。

- (1) 添付資料2（「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和7年12月4日付け保医発 1204 第5号、以下「改正通知」という）の〔別添1〕に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙1に、〔別添2〕に掲げる医薬品を同通知の別紙2に加え、令和7年12月5日から適用すること。

〔別添3〕に掲げる医薬品を同通知の別紙3に加え、令和8年1月1日から適用とすること。

〔別紙4〕に掲げる医薬品を同通知の別紙3に加え、令和8年4月1日から適用とすること。

〔参考〕後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算など診療報酬上の後発医薬品の数量シェア（置換え率）の算出方法は次のとおりとされている。

$$\text{※後発医薬品の数量シェア（置換え率）} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$$

（添付資料）

1. 官報（令和7年12月4日 号外第266号 抜粋）

・厚生労働省告示第310号

2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

（令和7年12月4日付け 保医発 1204 第5号 厚生労働省保険局医療課長）

3. 令和7年12月5日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について

（令和7年12月5日付け 医政産情企発 1205 第2号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長）

○厚生労働省告示第三百十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十二月五日から適用する。

令和七年十二月四日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表 注1～3 (略) 第1部～第12部 (略)	別表 注1～3 (略) 第1部～第12部 (略) (新設)
第13部 追 補 (9)	
内 用 薬	
品 名 規 格 単 位 薬 価 円	
(あ)	
アピラテロン酢酸エステル錠250mg「NK」	250mg 1 錠 1,632.30
アピラテロン酢酸エステル錠250mg「サワイ」	250mg 1 錠 1,632.30
アピラテロン酢酸エステル錠250mg「サンド」	250mg 1 錠 1,632.30
アピラテロン酢酸エステル錠250mg「J G」	250mg 1 錠 1,632.30
アピラテロン酢酸エステル錠250mg「D S E P」	250mg 1 錠 1,632.30
アピラテロン酢酸エステル錠250mg「ニプロ」	250mg 1 錠 1,632.30
(お)	
オセルタミビルD S 3 %「トーワ」	3 % 1 g 79.50
(か)	
カベシタピン錠300mg「タカタ」	300mg 1 錠 54.10
(た)	
ダバグリフロジン錠5 mg「サワイ」	5 mg 1 錠 50.10
ダバグリフロジン錠5 mg「T S P」	5 mg 1 錠 50.10
ダバグリフロジン錠10mg「サワイ」	10mg 1 錠 74.00
ダバグリフロジン錠10mg「T S P」	10mg 1 錠 74.00
炭酸ランタンOD錠250mg「トーワ」	250mg 1 錠 31.90
炭酸ランタンOD錠500mg「トーワ」	500mg 1 錠 46.20
(と)	
トルバプタンOD錠3.75mg「T E」	3.75mg 1 錠 177.50
トルバプタンOD錠3.75mg「ニプロ」	3.75mg 1 錠 177.50
(に)	
ニロチニブカプセル150mg「サワイ」	150mg 1 カプセル 1,128.50
ニロチニブカプセル200mg「サワイ」	200mg 1 カプセル 1,504.70
(ふ)	
プラスグレルOD錠20mg「D S E P」	20mg 1 錠 484.60
プラスグレルOD錠20mg「トーワ」	20mg 1 錠 484.60
プラスグレル錠2.5mg「D S E P」	2.5mg 1 錠 87.00
プラスグレル錠2.5mg「トーワ」	2.5mg 1 錠 87.00
プラスグレル錠3.75mg「D S E P」	3.75mg 1 錠 121.60
プラスグレル錠3.75mg「トーワ」	3.75mg 1 錠 121.60
プラスグレル錠5 mg「D S E P」	5 mg 1 錠 154.20
プラスグレル錠5 mg「トーワ」	5 mg 1 錠 154.20

(ら)			
	ラコサミド錠50mg「アメル」	50mg 1錠	76.30
	ラコサミド錠50mg「ケミファ」	50mg 1錠	76.30
	ラコサミド錠50mg「サワイ」	50mg 1錠	76.30
	ラコサミド錠50mg「サンド」	50mg 1錠	76.30
	ラコサミド錠50mg「J G」	50mg 1錠	76.30
	ラコサミド錠50mg「ダイト」	50mg 1錠	76.30
	ラコサミド錠50mg「タカタ」	50mg 1錠	76.30
	ラコサミド錠50mg「日新」	50mg 1錠	76.30
	ラコサミド錠50mg「V T R S」	50mg 1錠	76.30
	ラコサミド錠50mg「Y D」	50mg 1錠	76.30
	ラコサミド錠100mg「アメル」	100mg 1錠	124.50
	ラコサミド錠100mg「ケミファ」	100mg 1錠	124.50
	ラコサミド錠100mg「サワイ」	100mg 1錠	124.50
	ラコサミド錠100mg「サンド」	100mg 1錠	124.50
	ラコサミド錠100mg「J G」	100mg 1錠	124.50
	ラコサミド錠100mg「ダイト」	100mg 1錠	124.50
	ラコサミド錠100mg「タカタ」	100mg 1錠	124.50
	ラコサミド錠100mg「日新」	100mg 1錠	124.50
	ラコサミド錠100mg「V T R S」	100mg 1錠	124.50
	ラコサミド錠100mg「Y D」	100mg 1錠	124.50
	ラコサミドD S 10%「アメル」	10% 1 g	137.10
	ラコサミドD S 10%「サワイ」	10% 1 g	137.10
	ラコサミドD S 10%「タカタ」	10% 1 g	137.10
	ラコサミドドライシロップ10%「ケミファ」	10% 1 g	137.10
	ラコサミドドライシロップ10%「サンド」	10% 1 g	137.10
	ラコサミドドライシロップ10%「J G」	10% 1 g	137.10
	ラコサミドドライシロップ10%「ダイト」	10% 1 g	137.10
	ラコサミドドライシロップ10%「日新」	10% 1 g	137.10
	ラコサミドドライシロップ10%「Y D」	10% 1 g	137.10
(り)			
Ⓔ	リスベリドン細粒1%「ニプロ」	1% 1 g	57.80
Ⓔ	リスベリドン錠3mg「ニプロ」	3mg 1錠	16.80
Ⓔ	リスベリドン内用液1mg/mL「 ^{きょう} 杏林」	0.1% 1 mL	27.30
注 射 薬			
品 名	規 格	単 位	薬 価 円
(あ)			
	アフリベルセプト硝子体内注射用キット40mg/mL 「バイエル」	2 mg0.05mL 1 筒	69,894

(か)			
㊦	カルボプラチン注射液50mg「NK」	50mg 5 mL 1 瓶	1,401
㊦	カルボプラチン注射液150mg「NK」	150mg15mL 1 瓶	3,212
㊦	カルボプラチン注射液450mg「NK」	450mg45mL 1 瓶	7,615
(く)			
	グルカゴンG ノボ注射用 1 mg	1 mg 1 瓶	2,271
	グロベニンー I 10% 静注 5 g / 50mL	5 g 50mL 1 瓶	66,918
	グロベニンー I 10% 静注 10 g / 100mL	10 g 100mL 1 瓶	133,836
	グロベニンー I 10% 静注 20 g / 200mL	20 g 200mL 1 瓶	267,672
(け)			
	ゲムシタピン点滴静注用200mg「タカタ」	200mg 1 瓶	905
	ゲムシタピン点滴静注用 1 g「タカタ」	1 g 1 瓶	4,269
(せ)			
	ゼオメイン注用50単位	50単位 1 瓶	17,130
	ゼオメイン注用100単位	100単位 1 瓶	33,367
	ゼオメイン注用200単位	200単位 1 瓶	64,861
(は)			
	ハイカムチン点滴静注液 1 mg / 1 mL	1 mg 1 mL 1 瓶	6,070
(り)			
	リユープロレリン酢酸塩 S R 注射用キット 11.25mg「あすか」	11.25mg 1 筒	23,590
	リユープロレリン酢酸塩 S R 注射用キット 11.25mg「NP」	11.25mg 1 筒	24,997
(ろ)			
	ロピバカイン塩酸塩0.2%注バッグ200mg / 100mL 「テルモ」	0.2%100mL 1 袋	925
	ロピバカイン塩酸塩0.2%注20mg / 10mL「テルモ」	0.2%10mL 1 管	93
	外 用 薬		
	品 名	規 格	単 位
			薬 価
			円
(え)			
	エピナスチン塩酸塩L X点眼液0.1%「TS」	0.1% 1 mL	252.90
	エピナスチン塩酸塩L X点眼液0.1%「トーワ」	0.1% 1 mL	252.90
	エピナスチン塩酸塩L X点眼液0.1%「日点」	0.1% 1 mL	252.90
	エピナスチン塩酸塩L X点眼液0.1%「わかもと」	0.1% 1 mL	252.90
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「TW」	0.05% 1 mL	80.60
	エフィナコナゾール爪外用液10%「サワイ」	10% 1 g	676.30
	エフィナコナゾール爪外用液10%「トーワ」	10% 1 g	676.30
(ら)			
	ラタチモ配合点眼液「VTRS」	1 mL	244.10

保 医 発 1204 第 5 号
令和 7 年 12 月 4 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和 7 年厚生労働省告示第310号をもって改正され、令和 7 年12月 5 日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 58 品目、注射薬 18 品目、外用薬 8 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 0 2 1	3, 5 3 8	2, 0 0 3	2 8	1 2, 5 9 0

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 15 年 6 月 6 日付け保医発第 0606001 号）の記の 2 の（1）を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 30 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 2 号）の記の 3 の（7）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 6 月 13 日付け保医発 0613 第 1 号）の記の 4 の（1）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 12 月 12 日付け保医発 1212 第 6 号）の記の 4 の（4）を削除する。

(1) ゼロダ錠 300 及び後発医薬品のカペシタビン製剤

本製剤の警告において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

- (2) 「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保医発第 112 号）の記のⅡの 4 を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 5 月 28 日付け保医発 0528 第 1 号）の記の 2 の（7）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 1 号）の記の 2 の（7）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 6 月 24 日付け保医発 0624 第 2 号）の記の 2 の（7）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 11 月 28 日付け保医発 1128 第 1 号）の記の 2 の（10）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 24 年 12 月 14 日付け保医発 1214 第 1 号）の記の 2 の（11）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の（6）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 1 号）の記の 3 の（5）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 1 号）の記の 3 の（9）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 6 月 16 日付け保医発 0616 第 1 号）の記の 3 の（6）を削除する。

4 ジェムザール注射用 200mg、同注射用 1g 及び後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩製剤の保険適用上の取扱い

本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。

- (3) トルバプタン OD 錠 3.75mg 「TE」 及び同 OD 錠 3.75mg 「ニプロ」

本製剤の警告において、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリ

ウム濃度の上昇による浸透圧性脱髄症候群を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

3 関係通知等の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和2年11月17日付け保医発1117第3号）の記の3の（4）中「ゼオマイン筋注用50単位、同筋注用100単位及び同筋注用200単位」を「ゼオマイン筋注用50単位、同筋注用100単位、同筋注用200単位、同注用50単位、同注用100単位及び同注用200単位」に改める。
- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成13年2月2日付け保医発第29号）の記のⅡの3中「ハイカムチン注射用」を「ハイカムチン注射用1.1mg及び同点滴静注液1mg/1mL」に改める。
- (3) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和7年3月7日付け保医発0307第2号）を以下のとおり改正する。
 - ① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を、別紙2に別添2に掲げる医薬品を加え、令和7年12月5日から適用すること。
 - ② 別紙3に別添3に掲げる医薬品を加え、令和8年1月1日から適用とすること。
 - ③ 別紙3に別添4に掲げる医薬品を加え、令和8年4月1日から適用とすること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和7年12月5日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 6 0	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 7 8	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 8 6	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 9 4	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「サンド」	サンド	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 3 5	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 1 0 8	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「ダイト」	ダイト	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 1 1 6	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「タカタ」	高田製薬	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 1 2 4	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 4 3	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 5 1	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「Y D」	陽進堂	76.30
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 6 6	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 7 4	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 8 2	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 9 0	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「サンド」	サンド	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 3 1	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 1 0 4	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「ダイト」	ダイト	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 1 1 2	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 1 2 0	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 4 0	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 5 8	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「Y D」	陽進堂	124.50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 R 1 0 5 8	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドDS 1 0 % 「アメル」	共和薬品工業	137.10
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 R 1 0 7 4	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドDS 1 0 % 「サワイ」	沢井製薬	137.10
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 R 1 1 0 4	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドDS 1 0 % 「タカタ」	高田製薬	137.10
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 R 1 0 6 6	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドドライシロップ 1 0 % 「ケミファ」	日本ケミファ	137.10
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 R 1 0 8 2	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドドライシロップ 1 0 % 「サンド」	サンド	137.10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	１１３９０１５Ｒ１０３１	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「Ｊ Ｇ」	日本ジェネリック	137.10
内用薬	１１３９０１５Ｒ１０９０	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「ダ イト」	ダイト	137.10
内用薬	１１３９０１５Ｒ１１１２	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「日 新」	日新製薬（山形）	137.10
内用薬	１１３９０１５Ｒ１０４０	ラコサミド	１０％１ｇ	ラコサミドドライシロップ１０％「Ｙ Ｄ」	陽進堂	137.10
内用薬	２１３９０１１Ｆ５０２９	トルバブタン	３．７５ｍｇ１錠	トルバブタンＯＤ錠３．７５ｍｇ「Ｔ Ｅ」	トーアエイヨー	177.50
内用薬	２１３９０１１Ｆ５０３７	トルバブタン	３．７５ｍｇ１錠	トルバブタンＯＤ錠３．７５ｍｇ「ニ プロ」	ニプロ	177.50
内用薬	２１９００２９Ｆ３０８８	炭酸ランタン水和物	２５０ｍｇ１錠	炭酸ランタンＯＤ錠２５０ｍｇ「トー ワ」	東和薬品	31.90
内用薬	２１９００２９Ｆ４０８４	炭酸ランタン水和物	５００ｍｇ１錠	炭酸ランタンＯＤ錠５００ｍｇ「トー ワ」	東和薬品	46.20
内用薬	３３９９００９Ｆ１０３８	プラスグレル塩酸塩	３．７５ｍｇ１錠	プラスグレル錠３．７５ｍｇ「ＤＳＥ Ｐ」	第一三共エスファ	121.60
内用薬	３３９９００９Ｆ１０４６	プラスグレル塩酸塩	３．７５ｍｇ１錠	プラスグレル錠３．７５ｍｇ「トー ワ」	東和薬品	121.60
内用薬	３３９９００９Ｆ２０３４	プラスグレル塩酸塩	５ｍｇ１錠	プラスグレル錠５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	154.20
内用薬	３３９９００９Ｆ２０４２	プラスグレル塩酸塩	５ｍｇ１錠	プラスグレル錠５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	154.20
内用薬	３３９９００９Ｆ３０３０	プラスグレル塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	プラスグレル錠２．５ｍｇ「ＤＳＥ Ｐ」	第一三共エスファ	87.00
内用薬	３３９９００９Ｆ３０４９	プラスグレル塩酸塩	２．５ｍｇ１錠	プラスグレル錠２．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	87.00
内用薬	３３９９００９Ｆ５０３３	プラスグレル塩酸塩	２０ｍｇ１錠	プラスグレルＯＤ錠２０ｍｇ「ＤＳＥ Ｐ」	第一三共エスファ	484.60
内用薬	３３９９００９Ｆ５０４１	プラスグレル塩酸塩	２０ｍｇ１錠	プラスグレルＯＤ錠２０ｍｇ「トー ワ」	東和薬品	484.60
内用薬	３９６９０１９Ｆ１０４３	ダバグリフロジン	５ｍｇ１錠	ダバグリフロジン錠５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	50.10
内用薬	３９６９０１９Ｆ１０３５	ダバグリフロジン	５ｍｇ１錠	ダバグリフロジン錠５ｍｇ「ＴＳＰ」	Ｔ’ｓファーマ	50.10
内用薬	３９６９０１９Ｆ２０４０	ダバグリフロジン	１０ｍｇ１錠	ダバグリフロジン錠１０ｍｇ「サワ イ」	沢井製薬	74.00
内用薬	３９６９０１９Ｆ２０３１	ダバグリフロジン	１０ｍｇ１錠	ダバグリフロジン錠１０ｍｇ「ＴＳ Ｐ」	Ｔ’ｓファーマ	74.00
内用薬	４２９１０２１Ｍ１０３９	ニロチニブ塩酸塩二水和物	２００ｍｇ１カプ セル	ニロチニブカプセル２００ｍｇ「サワ イ」	沢井製薬	1,504.70
内用薬	４２９１０２１Ｍ２０３５	ニロチニブ塩酸塩二水和物	１５０ｍｇ１カプ セル	ニロチニブカプセル１５０ｍｇ「サワ イ」	沢井製薬	1,128.50
内用薬	４２９１０３３Ｆ１０５９	アビラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠	アビラテロン酢酸エステル錠２５０ｍ ｇ「ＮＫ」	日本化薬	1,632.30
内用薬	４２９１０３３Ｆ１０６７	アビラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠	アビラテロン酢酸エステル錠２５０ｍ ｇ「サワイ」	沢井製薬	1,632.30
内用薬	４２９１０３３Ｆ１０７５	アビラテロン酢酸エステル	２５０ｍｇ１錠	アビラテロン酢酸エステル錠２５０ｍ ｇ「サンド」	サンド	1,632.30

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	4 2 9 1 0 3 3 F 1 0 4 0	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	アビラテロン酢酸エステル錠 2 5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	1,632.30
内用薬	4 2 9 1 0 3 3 F 1 0 3 2	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	アビラテロン酢酸エステル錠 2 5 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	1,632.30
内用薬	4 2 9 1 0 3 3 F 1 0 8 3	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	アビラテロン酢酸エステル錠 2 5 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	1,632.30
内用薬	6 2 5 0 0 2 1 R 1 0 4 0	オセルタミビルリン酸塩	3 % 1 g	オセルタミビルD S 3 % 「トーワ」	東和薬品	79.50
注射薬	1 2 1 4 4 0 5 A 1 0 3 3	ロピバカイン塩酸塩水和物	0 . 2 % 1 0 m L 1 管	ロピバカイン塩酸塩 0 . 2 % 注 2 0 m g / 1 0 m L 「テルモ」	テルモ	93
注射薬	1 2 1 4 4 0 5 A 2 0 3 0	ロピバカイン塩酸塩水和物	0 . 2 % 1 0 0 m L 1 袋	ロピバカイン塩酸塩 0 . 2 % 注バッグ 2 0 0 m g / 1 0 0 m L 「テルモ」	テルモ	925
注射薬	1 3 1 9 4 0 5 G 1 0 3 8	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	2 m g 0 . 0 5 m L 1 筒	アフリベルセプト硝子体内注射用キッ ト 4 0 m g / m L 「バイエル」	バイエルライフサイエンス	69,894
注射薬	2 4 9 9 4 0 7 G 3 0 5 7	リュープロレリン酢酸塩	1 1 . 2 5 m g 1 筒	リュープロレリン酢酸塩 S R 注射用キット 1 1 . 2 5 m g 「あすか」	あすか製薬	23,590
注射薬	2 4 9 9 4 0 7 G 3 0 4 9	リュープロレリン酢酸塩	1 1 . 2 5 m g 1 筒	リュープロレリン酢酸塩 S R 注射用キット 1 1 . 2 5 m g 「NP」	ニプロ	24,997
外用薬	1 3 1 9 7 6 2 Q 2 0 5 9	エピナスチン塩酸塩	0 . 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩 L X 点眼液 0 . 1 % 「TS」	テイカ製薬	252.90
外用薬	1 3 1 9 7 6 2 Q 2 0 6 7	エピナスチン塩酸塩	0 . 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩 L X 点眼液 0 . 1 % 「トーワ」	東和薬品	252.90
外用薬	1 3 1 9 7 6 2 Q 2 0 7 5	エピナスチン塩酸塩	0 . 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩 L X 点眼液 0 . 1 % 「日点」	ロートニッテン	252.90
外用薬	1 3 1 9 7 6 2 Q 2 0 8 3	エピナスチン塩酸塩	0 . 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩 L X 点眼液 0 . 1 % 「わかもと」	わかもと製薬	252.90
外用薬	1 3 1 9 8 1 7 Q 1 0 7 1	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 m L	ラタチモ配合点眼液「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	244.10
外用薬	6 2 9 0 7 0 2 Q 1 0 4 5	エフィナコナゾール	1 0 % 1 g	エフィナコナゾール爪外用液 1 0 % 「サワイ」	沢井製薬	676.30
外用薬	6 2 9 0 7 0 2 Q 1 0 5 3	エフィナコナゾール	1 0 % 1 g	エフィナコナゾール爪外用液 1 0 % 「トーワ」	東和薬品	676.30
内用薬	4 2 2 3 0 0 5 F 1 0 9 0	カペシタビン	3 0 0 m g 1 錠	カペシタビン錠 3 0 0 m g 「タカタ」	ダイト	54.10
内用薬	1 1 7 9 0 3 8 C 1 1 8 3	リスペリドン	1 % 1 g	局 リスペリドン細粒 1 % 「ニプロ」	全星薬品工業	57.80
内用薬	1 1 7 9 0 3 8 F 3 1 9 0	リスペリドン	3 m g 1 錠	局 リスペリドン錠 3 m g 「ニプロ」	全星薬品工業	16.80
内用薬	1 1 7 9 0 3 8 S 1 0 9 9	リスペリドン	0 . 1 % 1 m L	局 リスペリドン内用液 1 m g / m L 「杏林」	同仁医薬化工	27.30
注射薬	4 2 9 1 4 0 3 A 2 1 4 9	カルボプラチン	1 5 0 m g 1 5 m L 1 瓶	局 カルボプラチン注射液 1 5 0 m g 「N K」	ヴィアトリス・ヘルスケア	3,212
注射薬	4 2 9 1 4 0 3 A 3 1 4 5	カルボプラチン	4 5 0 m g 4 5 m L 1 瓶	局 カルボプラチン注射液 4 5 0 m g 「N K」	ヴィアトリス・ヘルスケア	7,615
外用薬	1 3 1 9 7 6 2 Q 1 1 6 8	エピナスチン塩酸塩	0 . 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液 0 . 0 5 % 「TW」	東和薬品	80.60

別紙2 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目
(加算等の算定対象とならない後発医薬品)
※令和7年12月5日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	4 2 9 1 4 0 3 A 1 1 4 2	カルボプラチン	5 0 m g 5 m L 1 瓶	カルボプラチン注射液 5 0 m g 「NK」	ヴィアトリス・ ヘルスケア	1,401
注射薬	4 2 2 4 4 0 3 D 1 1 6 2	ゲムシタビン塩酸塩	2 0 0 m g 1 瓶	ゲムシタビン点滴静注 用 2 0 0 m g 「タカ タ」	高田製薬	905
注射薬	4 2 2 4 4 0 3 D 2 1 6 9	ゲムシタビン塩酸塩	1 g 1 瓶	ゲムシタビン点滴静注 用 1 g 「タカタ」	高田製薬	4,269

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和8年1月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 1 0 2 7	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ビムパット錠 5 0 m g	ユーシービージャ パン	217. 80
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 F 2 0 2 3	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ビムパット錠 1 0 0 m g	ユーシービージャ パン	355. 50
内用薬	1 1 3 9 0 1 5 R 1 0 2 3	ラコサミド	1 0 % 1 g	ビムパットドライシロップ 1 0 %	ユーシービージャ パン	391. 00
内用薬	3 9 6 9 0 1 9 F 1 0 2 7	ダバグリフロジンプロピレングリコール 水和物	5 m g 1 錠	フォシーガ錠 5 m g	アストラゼネカ	149. 30
内用薬	3 9 6 9 0 1 9 F 2 0 2 3	ダバグリフロジンプロピレングリコール 水和物	1 0 m g 1 錠	フォシーガ錠 1 0 m g	アストラゼネカ	220. 30
内用薬	4 2 9 1 0 2 1 M 1 0 2 0	ニロチニブ塩酸塩水和物	2 0 0 m g 1 カプ セル	タシグナカプセル 2 0 0 m g	ノバルティス ファーマ	3, 056. 30
内用薬	4 2 9 1 0 2 1 M 2 0 2 7	ニロチニブ塩酸塩水和物	1 5 0 m g 1 カプ セル	タシグナカプセル 1 5 0 m g	ノバルティス ファーマ	2, 257. 00
内用薬	4 2 9 1 0 3 3 F 1 0 2 4	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	ザイティガ錠 2 5 0 m g	ヤンセンファーマ	3, 759. 30
内用薬	4 2 9 1 0 3 3 F 2 0 2 0	アビラテロン酢酸エステル	5 0 0 m g 1 錠	ザイティガ錠 5 0 0 m g	ヤンセンファーマ	7, 287. 30
注射薬	1 2 1 4 4 0 5 A 1 0 2 5	ロピバカイン塩酸塩水和物	0 . 2 % 1 0 m L 1 管	アナペイン注 2 m g ／m L	サンドファーマ	287
注射薬	1 2 1 4 4 0 5 A 2 0 2 1	ロピバカイン塩酸塩水和物	0 . 2 % 1 0 0 m L 1 管	アナペイン注 2 m g ／m L	サンドファーマ	1, 849
注射薬	2 4 9 9 4 0 7 G 3 0 3 0	リユープロレリン酢酸塩	1 1 . 2 5 m g 1 筒	リユープリンSR注射用キット 1 1 . 2 5 m g	武田薬品工業	42, 538

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和8年4月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	3 3 9 9 0 0 9 F 1 0 2 0	プラスグレル塩酸塩	3 . 7 5 m g 1 錠	エフィエント錠 3 . 7 5 m g	第一三共	248.80
内用薬	3 3 9 9 0 0 9 F 2 0 2 6	プラスグレル塩酸塩	5 m g 1 錠	エフィエント錠 5 m g	第一三共	326.00
内用薬	3 3 9 9 0 0 9 F 3 0 2 2	プラスグレル塩酸塩	2 . 5 m g 1 錠	エフィエント錠 2 . 5 m g	第一三共	178.00
内用薬	3 3 9 9 0 0 9 F 5 0 2 5	プラスグレル塩酸塩	2 0 m g 1 錠	エフィエントOD錠 2 0 m g	第一三共	999.00

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	アビラテロン酢酸エステル錠250mg「NK」	アビラテロン酢酸エステル	250mg 1 錠	1,632.30
2	内用薬	アビラテロン酢酸エステル錠250mg「サワイ」	アビラテロン酢酸エステル	250mg 1 錠	1,632.30
3	内用薬	アビラテロン酢酸エステル錠250mg「サンド」	アビラテロン酢酸エステル	250mg 1 錠	1,632.30
4	内用薬	アビラテロン酢酸エステル錠250mg「JG」	アビラテロン酢酸エステル	250mg 1 錠	1,632.30
5	内用薬	アビラテロン酢酸エステル錠250mg「DSEP」	アビラテロン酢酸エステル	250mg 1 錠	1,632.30
6	内用薬	アビラテロン酢酸エステル錠250mg「ニプロ」	アビラテロン酢酸エステル	250mg 1 錠	1,632.30
7	内用薬	オセルタミビルDS3%「トーワ」	オセルタミビルリン酸塩	3% 1 g	79.50
8	内用薬	カペシタビン錠300mg「タカタ」	カペシタビン	300mg 1 錠	54.10
9	内用薬	ダバグリフロジン錠5mg「サワイ」	ダバグリフロジン	5mg 1 錠	50.10
10	内用薬	ダバグリフロジン錠5mg「TSP」	ダバグリフロジン	5mg 1 錠	50.10
11	内用薬	ダバグリフロジン錠10mg「サワイ」	ダバグリフロジン	10mg 1 錠	74.00
12	内用薬	ダバグリフロジン錠10mg「TSP」	ダバグリフロジン	10mg 1 錠	74.00
13	内用薬	炭酸ランタンOD錠250mg「トーワ」	炭酸ランタン水和物	250mg 1 錠	31.90
14	内用薬	炭酸ランタンOD錠500mg「トーワ」	炭酸ランタン水和物	500mg 1 錠	46.20
15	内用薬	トルバブタンOD錠3.75mg「TE」	トルバブタン	3.75mg 1 錠	177.50
16	内用薬	トルバブタンOD錠3.75mg「ニプロ」	トルバブタン	3.75mg 1 錠	177.50
17	内用薬	ニロチニブカプセル150mg「サワイ」	ニロチニブ塩酸塩二水和物	150mg 1 カプセル	1,128.50
18	内用薬	ニロチニブカプセル200mg「サワイ」	ニロチニブ塩酸塩二水和物	200mg 1 カプセル	1,504.70
19	内用薬	プラスグレルOD錠20mg「DSEP」	プラスグレル塩酸塩	20mg 1 錠	484.60
20	内用薬	プラスグレルOD錠20mg「トーワ」	プラスグレル塩酸塩	20mg 1 錠	484.60
21	内用薬	プラスグレル錠2.5mg「DSEP」	プラスグレル塩酸塩	2.5mg 1 錠	87.00
22	内用薬	プラスグレル錠2.5mg「トーワ」	プラスグレル塩酸塩	2.5mg 1 錠	87.00
23	内用薬	プラスグレル錠3.75mg「DSEP」	プラスグレル塩酸塩	3.75mg 1 錠	121.60
24	内用薬	プラスグレル錠3.75mg「トーワ」	プラスグレル塩酸塩	3.75mg 1 錠	121.60
25	内用薬	プラスグレル錠5mg「DSEP」	プラスグレル塩酸塩	5mg 1 錠	154.20
26	内用薬	プラスグレル錠5mg「トーワ」	プラスグレル塩酸塩	5mg 1 錠	154.20
27	内用薬	ラコサミド錠50mg「アメル」	ラコサミド	50mg 1 錠	76.30
28	内用薬	ラコサミド錠50mg「ケミファ」	ラコサミド	50mg 1 錠	76.30
29	内用薬	ラコサミド錠50mg「サワイ」	ラコサミド	50mg 1 錠	76.30
30	内用薬	ラコサミド錠50mg「サンド」	ラコサミド	50mg 1 錠	76.30
31	内用薬	ラコサミド錠50mg「JG」	ラコサミド	50mg 1 錠	76.30
32	内用薬	ラコサミド錠50mg「ダイト」	ラコサミド	50mg 1 錠	76.30
33	内用薬	ラコサミド錠50mg「タカタ」	ラコサミド	50mg 1 錠	76.30
34	内用薬	ラコサミド錠50mg「日新」	ラコサミド	50mg 1 錠	76.30
35	内用薬	ラコサミド錠50mg「VTRS」	ラコサミド	50mg 1 錠	76.30
36	内用薬	ラコサミド錠50mg「YD」	ラコサミド	50mg 1 錠	76.30
37	内用薬	ラコサミド錠100mg「アメル」	ラコサミド	100mg 1 錠	124.50
38	内用薬	ラコサミド錠100mg「ケミファ」	ラコサミド	100mg 1 錠	124.50
39	内用薬	ラコサミド錠100mg「サワイ」	ラコサミド	100mg 1 錠	124.50
40	内用薬	ラコサミド錠100mg「サンド」	ラコサミド	100mg 1 錠	124.50
41	内用薬	ラコサミド錠100mg「JG」	ラコサミド	100mg 1 錠	124.50
42	内用薬	ラコサミド錠100mg「ダイト」	ラコサミド	100mg 1 錠	124.50
43	内用薬	ラコサミド錠100mg「タカタ」	ラコサミド	100mg 1 錠	124.50
44	内用薬	ラコサミド錠100mg「日新」	ラコサミド	100mg 1 錠	124.50

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
45	内用薬	ラコサミド錠100mg「V T R S」	ラコサミド	100mg 1 錠	124. 50
46	内用薬	ラコサミド錠100mg「Y D」	ラコサミド	100mg 1 錠	124. 50
47	内用薬	ラコサミドD S 10%「アメル」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
48	内用薬	ラコサミドD S 10%「サワイ」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
49	内用薬	ラコサミドD S 10%「タカタ」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
50	内用薬	ラコサミドドライシロップ10%「ケミファ」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
51	内用薬	ラコサミドドライシロップ10%「サンド」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
52	内用薬	ラコサミドドライシロップ10%「J G」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
53	内用薬	ラコサミドドライシロップ10%「ダイト」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
54	内用薬	ラコサミドドライシロップ10%「日新」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
55	内用薬	ラコサミドドライシロップ10%「Y D」	ラコサミド	10% 1 g	137. 10
56	内用薬	局 リスペリドン細粒 1 %「ニプロ」	リスペリドン	1 % 1 g	57. 80
57	内用薬	局 リスペリドン錠 3 mg「ニプロ」	リスペリドン	3 mg 1 錠	16. 80
58	内用薬	局 リスペリドン内用液 1 mg／mL「杏林」	リスペリドン	0. 1% 1 mL	27. 30
59	注射薬	アフリベルセプト硝子体内注射用キット40mg／mL「バイエル」	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	2 mg0. 05mL 1 筒	69, 894
60	注射薬	局 カルボプラチン注射液50mg「NK」	カルボプラチン	50mg 5 mL 1 瓶	1, 401
61	注射薬	局 カルボプラチン注射液150mg「NK」	カルボプラチン	150mg15mL 1 瓶	3, 212
62	注射薬	局 カルボプラチン注射液450mg「NK」	カルボプラチン	450mg45mL 1 瓶	7, 615
63	注射薬	グルカゴンG ノボ注射用 1 mg	グルカゴン（遺伝子組換え）	1 mg 1 瓶	2, 271
64	注射薬	グロベニンー I 10%静注 5 g／50mL	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン	5 g 50mL 1 瓶	66, 918
65	注射薬	グロベニンー I 10%静注10 g／100mL	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン	10 g 100mL 1 瓶	133, 836
66	注射薬	グロベニンー I 10%静注20 g／200mL	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン	20 g 200mL 1 瓶	267, 672
67	注射薬	ゲムシタビン点滴静注用200mg「タカタ」	ゲムシタビン塩酸塩	200mg 1 瓶	905
68	注射薬	ゲムシタビン点滴静注用 1 g「タカタ」	ゲムシタビン塩酸塩	1 g 1 瓶	4, 269
69	注射薬	ゼオマイン注用50単位	インコボツリヌストキシンA	50単位 1 瓶	17, 130
70	注射薬	ゼオマイン注用100単位	インコボツリヌストキシンA	100単位 1 瓶	33, 367
71	注射薬	ゼオマイン注用200単位	インコボツリヌストキシンA	200単位 1 瓶	64, 861
72	注射薬	ハイカムチン点滴静注液 1 mg／ 1 mL	ノギテカン塩酸塩	1 mg 1 mL 1 瓶	6, 070
73	注射薬	リユーブロレリン酢酸塩 S R 注射用キット11. 25mg「あすか」	リユーブロレリン酢酸塩	11. 25mg 1 筒	23, 590
74	注射薬	リユーブロレリン酢酸塩 S R 注射用キット11. 25mg「N P」	リユーブロレリン酢酸塩	11. 25mg 1 筒	24, 997
75	注射薬	ロピバカイン塩酸塩0. 2%注バッグ200mg／100mL「テルモ」	ロピバカイン塩酸塩水和物	0. 2%100mL 1 袋	925
76	注射薬	ロピバカイン塩酸塩0. 2%注20mg／10mL「テルモ」	ロピバカイン塩酸塩水和物	0. 2%10mL 1 管	93
77	外用薬	エピナスチン塩酸塩 L X 点眼液0. 1%「T S」	エピナスチン塩酸塩	0. 1% 1 mL	252. 90
78	外用薬	エピナスチン塩酸塩 L X 点眼液0. 1%「トーワ」	エピナスチン塩酸塩	0. 1% 1 mL	252. 90
79	外用薬	エピナスチン塩酸塩 L X 点眼液0. 1%「日点」	エピナスチン塩酸塩	0. 1% 1 mL	252. 90
80	外用薬	エピナスチン塩酸塩 L X 点眼液0. 1%「わかもと」	エピナスチン塩酸塩	0. 1% 1 mL	252. 90
81	外用薬	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 05%「TW」	エピナスチン塩酸塩	0. 05% 1 mL	80. 60
82	外用薬	エフィナコナゾール爪外用液10%「サワイ」	エフィナコナゾール	10% 1 g	676. 30
83	外用薬	エフィナコナゾール爪外用液10%「トーワ」	エフィナコナゾール	10% 1 g	676. 30
84	外用薬	ラタチモ配合点眼液「V T R S」	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 mL	244. 10

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 15 年 6 月 6 日付け保医発第 0606001 号）の記の 2 の（1）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) ゼローダ錠 300 <u>及び後発医薬品のカペシタビン製剤</u> 本製剤の警告において、「<u>本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施</u>すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) ゼローダ錠 300 本製剤の使用上の注意に、「<u>本剤は緊急時に十分な対応が可能な施設及び癌化学療法に十分な経験を持つ医師のもとで、使用上の注意等を遵守の上、投与</u>すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 30 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 2 号）の記の 3 の（7）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(7) カペシタビン錠 300mg「サワイ」</u> <u>本剤の使用上の注意に、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 6 月 13 日付け保医発 0613 第 1 号）の記の 4 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(1) カペシタビン錠 300mg「トーワ」、同「ヤクルト」及び同「日医工」</u> <u>本剤の使用上の注意に、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 12 月 12 日付け保医発 1212 第 6 号）の記の 4 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>（4） カペシタビン錠 300mg「NK」及び同錠 300mg「JG」</u> <u>本製剤の使用上の注意に「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。</u>

◎「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保医発第 112 号）の記のⅡの 4

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 4 ジェムザール注射用 200mg、同注射用 1g 及び後発医薬品の<u>ジェムシタビン塩酸塩製剤</u>の保険適用上の取扱い 本製剤は、緊急時に十分対応<u>できる</u>医療施設において、<u>がん</u>化学療法に十分な<u>知識・経験</u>を持つ医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 4 ジェムザール注の保険適用上の取扱い 本製剤は、緊急時に十分<u>な</u>対応が<u>可能な</u>医療施設において、<u>癌</u>化学療法に十分な経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 5 月 28 日付け保医発 0528 第 1 号）の記の 2 の（7）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(7) ゲムシタビン点滴静注用 200mg「サンド」、ゲムシタビン点滴静注用 200mg「タイホウ」、ゲムシタビン点滴静注用 200mg「ヤクルト」、ゲムシタビン点滴静注用 1g「サンド」、ゲムシタビン点滴静注用 1g「タイホウ」及びゲムシタビン点滴静注用 1g「ヤクルト」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 1 号）の記の 2 の（7）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(7) ゲムシタビン点滴静注用 200mg「NK」及び同「ホスピーラ」並びにゲムシタビン点滴静注用 1g「NK」及び同「ホスピーラ」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、癌化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 6 月 24 日付け保医発 0624 第 2 号）の記の 2 の（7）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(7) ゲムシタビン点滴静注用 200mg「興和テバ」及び同 1g「興和テバ」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 11 月 28 日付け保医発 1128 第 1 号）の記の 2 の（10）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(10) ゲムシタビン点滴静注用 200mg「サワイ」及び同 1g「サワイ」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 24 年 12 月 14 日付け保医発 1214 第 1 号）の記の 2 の（11）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (11) <u>ゲムシタビン点滴静注液 200mg/5mL「サンド」及び同 1g/25mL 「サンド」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定できるものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の（6）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(6) ゲムシタビン点滴静注用 200mg「ファイザー」及び同 1g「ファイザー」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定できるものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 1 号）の記の 3 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(5) ゲムシタビン点滴静注用 200mg「日医工」及び同 1g「日医工」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化</u> <u>学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が</u> <u>適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるもので</u> <u>あること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 1 号）の記の 3 の（9）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (9) <u>ゲムシタビン点滴静注液 200mg／5.3mL「ホスピーラ」及び同 1 g</u> <u>／26.3mL「ホスピーラ」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化</u> <u>学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が</u> <u>適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるもので</u> <u>あること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 6 月 16 日付け保医発 0616 第 1 号）の記の 3 の（6）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (6) <u>ゲムシタビン点滴静注液 1g／25mL「NK」及び同 200mg／5mL「NK」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化</u> <u>学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が</u> <u>適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるもので</u> <u>あること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和２年 11 月 17 日付け保医発 1117 第 3 号）の記の 3 の（４）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４）ゼオマイン筋注用 50 単位、同筋注用 100 単位、同筋注用 200 単位、 <u>同注用 50 単位、同注用 100 単位及び同注用 200 単位</u> （略）	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４）ゼオマイン筋注用 50 単位、同筋注用 100 単位 <u>及び同筋注用 200 単位</u> （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 2 月 2 日付け保医発第 29 号）の記のⅡの 3

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 3 ハイカムチン注射用 <u>1.1mg 及び同点滴静注液 1mg/1mL</u> の保険適用上の取扱いについて (略)	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 3 ハイカムチン注射用の保険適用上の取扱いについて (略)

医政産情企発 1205 第 2 号
令和 7 年 12 月 5 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

令和 7 年 12 月 5 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」(平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310004 号(令和 3 年 6 月 25 日医政発 0265 第 3 号一部改正)。以下「平成 18 年通知」という。)において通知し、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」(平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704002 号)において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、令和 7 年 12 月 5 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了知願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等から苦情があった場合は、平成 18 年通知に基づき、ご対応いただきたく、その周知方よろしくご配慮をお願いいたします。

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

令和 7 年 12 月 5 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310003 号。以下「平成 18 年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

また、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年 7 月 4 日医政経発第 0704001 号。以下「平成 20 年通知」という。）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応を示しているところです。

今般、令和 7 年 12 月 5 日付けで薬価収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成 18 年通知に加え、下記のとおり平成 20 年通知と同様の取り扱いをすることとしたので、周知方よろしく願います。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成 18 年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

令和 7 年 12 月 5 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日（遠隔地は 4 日）で、土日を挟んだ場合は 2～5 日（遠隔地は 5～6 日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給すること。

上記期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。